

愛知県立大学研究推進局外部資金審査委員会規程

(設置)

第1条 愛知県立大学研究推進局において研究所及び研究プロジェクトチーム（以下「研究所等」という。）に対する奨学寄附金、受託研究等外部資金の受入れの適否を審査するため、愛知県立大学研究推進局外部資金審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 研究推進局長
- (2) 学術研究情報センター長
- (3) 学術研究情報副センター長
- (4) 学術研究情報センター長補佐
- (5) 研究推進委員会において選出された者1名
- (6) その他研究推進局長が必要と認めた者
(委員長等)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、研究推進局長を充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会においては、委員長が議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の議事については、議事録を作成する。

(審査事項)

第5条 委員会は、次の各号に定める事項を審査する。

- (1) 研究所等又は研究所等の構成員に対し奨学寄附金の寄附申込みがあった場合の受入れの適否に関する事。
- (2) 研究所等又は研究所等の構成員に対し受託研究の申込みがあった場合の受入れの適否に関する事。
- (3) 研究所等又は研究所等の構成員に対し共同研究の申込みがあった場合の受入れの適否に関する事。

(審査結果の通知)

第6条 委員会は、審査申請を受付後、10日以内に審査結果を通知しなければならない。

(規程の改正)

第7条 この規程を改正しようとするときは、研究推進委員会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研究支援・地域連携課が担当する。

(その他)

第9条 委員会の議事手続その他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。